

平成28年度 事業計画について

法定検査事業の推進について

【公益事業】

近年「生活排水処理は行政の責務である」の理念の基、公共下水道施設整備計画を見直す生活排水処理施設整備構想2015が出され、公共下水道・集落排水・浄化槽の総合的な予算を確保しつつ、それぞれのユーザーの設置・使用料の公平性を担保する動きが活発化し始めている。

当県に於いては、平成26年度に県政推進指針「豊かな水環境創出事業」が打ち出されたものの各市町村単位では、その動きが鈍いものと感じる。この現況において、指定検査機関としては「浄化槽の信頼性確保が急務」と捉え、これまで「各市町の首長・議会への提言」、「浄化槽シンポジウムの開催」、「大分県浄化槽台帳システムの構築」、「浄化槽の精度管理」等の活動を通じ、法定検査事業を推進するための基盤・環境強化を図ってきた。

平成28年度は新たに技術開発課を新設し、浄化槽の適正な維持管理の在り方及び法定検査の受検率ならびに検査精度の向上のため、全力でこの事業の推進を図るべく、以下に本年度の重要事項を定める。

(1) 検査実施率の向上について

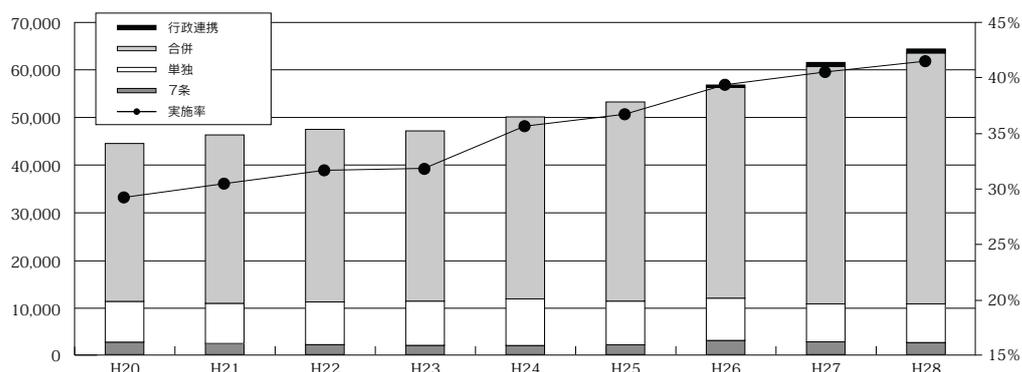
平成24年度に策定した「長期構想」及び「長期戦略」に基づき、平成28年度目標を以下のように設定する。

11条検査の実施件数を以下のとおりとし、平成25年度より着手した補助事業物件対策については、総まとめと位置付け、行政連携を密に行いながら実施するとともに、内部組織の強化、検査員の資質向上を図り更なる検査実施率向上に努める。

協会事業	法第7条検査		法第11条検査		合計
	実施数	実施率	実施数	実施率	実施数
	2,800基	(100%)	61,700基	(42.1%)	64,500基
行政連携			1,000基	(42.8%)	65,500基

【参考】平成28年度 法第11条検査内訳

協会事業		設置基数	検査基数	検査実施率
		合併処理浄化槽	70,943基	53,603基
	単独処理浄化槽	75,570基	8,097基	10.7%
	合計	146,513基	61,700基	42.1%
行政連携 (1,000基増)	合併処理浄化槽	70,943基	54,603基	77.0%
	単独処理浄化槽	75,570基	8,097基	10.7%
	合計	146,513基	62,700基	42.8%



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
合併	33,213	35,381	36,280	35,896	38,337	41,702	44,316	49,619	53,603
単独	8,361	8,361	8,635	8,766	8,950	8,695	8,984	7,981	8,097
7条	3,041	2,704	2,657	2,693	2,827	2,874	3,117	2,900	2,800

【長期構想】

(2) 検査件数確保について

法定検査を確実に実施するための内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するため、以下5項目を重点項目と定め、平成32年度（協会40周年）達成を目指し取り組む。

① 7条検査から11条検査への移行率、100%を目標とする

【企画管理課】

前年度に実施した7条検査の、次年度11条検査への移行は90%前後と伸び悩んでおり、その原因は浄化槽設置者（管理者）の維持管理に対する認識不足にあった。検査実施に当たっては7条検査実施時に浄化槽管理者と直接面談ができていないことにあると判断し、休日稼働による直接面談対応を試みるとともに、行政による設置届出前の設置者講習会実施を推進してきたところである。

平成28年度は引き続き休日稼働による対応を行うとともに、行政の対応を求める。

② 検査拒否物件については、現状全体の約3%から1%以下に抑え、検査保留物件については現状全体の約8%を3%以下に抑える

【検査推進課】

検査拒否物件について、その発生率は、H23年度2.3%、H24年度1.9%、H25年度1.7%、H26年度3.9%、H27年度6.5%となった。同様に、検査保留物件についてのその発生率は、H23年度9.6%、H24年度7.5%、H25年度6.9%、H26年度6.7%、H27年度2.9%となった。

本年度は、さらに受付時の精査を強化するとともに、受検意思確認を徹底し目標達成に努力する。

また、拒否削減には、「大分県浄化槽管理台帳システム」を活用した行政による早期の指導、さらに、繰り返し拒否物件も発生していることから、勧告等の措置も視野に入れた行政指導を求める。

③ 地区担当制について

【企画管理課】

既に支所管轄では、それぞれの管轄エリアを担当として編成していたが、本部管轄エリアは広範囲であるため、特定せずに検査編成を行ってきたところである。上記2項目の強化を図る観点から、本部管轄地域内においても、担当エリアを設け地区担当制を導入する。

- H25年度からの取り組み（継続事業） -

④ 補助事業物件のローラー対応による受検率向上と台帳整理

【検査対策課】

補助事業で設置された浄化槽における法定検査未受検物件の対策について、管理者変更や下水道接続による廃止等の届出情報の管理や精査が行われておらず、連絡不通による未実施が潜在することから、これまで把握している情報を元に全件を検査編成し、これらの精査を行って来た。

これにより補助事業物件の台帳整理とともに実施率の向上が図れるものである。

平成28年度は、長期戦略にある最終決着年と捉え、目標達成に向けて台帳整理を兼ねた各物件の実態調査の結果を基に行政と連携し全件実施に向けた対策を講じる。

平成24年度 豊後大野市、由布市（検証実施）

【対象数 2,070 実施数 192 消化率 9.3%】

平成25年度 宇佐市、臼杵市、日田市、九重町、玖珠町

【対象数 2,707 実施数 849 消化率 31.4%】

平成26年度 別府市、中津市、佐伯市、竹田市、豊後高田市、由布市、国東市、日出町

【対象数 4,650 実施数 867 消化率 18.6%】

平成27年度 杵築市、豊後大野市、津久見市、大分市

【対象数 4,796 実施数 2,254 消化率 47.0%】

	H24年度	H27年度見込み	H28年度目標
補助事業対象数	37,824	42,897	44,609
検査実施件数	25,431	31,661	37,918
未受検数	14,513	11,286	6,691
実施率	67.2%	73.8%	85.0%

平成28年度 事業計画について

⑤ 大分市内における合併処理浄化槽の実施率を、平成 22 年度 56.4% から 65% 以上を目標とする

【検査対策課】

平成 27 年度の検査実施は 11,458 件、61.2% であった。平成 28 年度は、11 人槽以上の未受検物件対策も含めた検査実施率向上を目指す。

平成 27 年度、大分市下水道経営企画課と連携し実施した大分市補助金未受検物件ローラーでは、事前の地区回覧周知や、4、7、10 月に市報へ記事掲載するとともに、指導文書の改善を行い月 4～5 稼働日、市職員の同行訪問検査も実施し、当初未受検件数 2,948 件のところ、1,316 件を実施した。

第 4 四半期には再度、未受検物件への受検指導文書の発送も行ったところである。

併せて平成 28 年度は、大分市内に於ける単独処理浄化槽を含めた 11 人槽以上の未受検物件についても、公共下水道整備区域内に残る浄化槽情報の精査や、実在するも管理者不明による未受検物件等について、大分市下水道経営企画課と協議し検査実施を促し実施率向上を図る。

(3) 精度管理と併せた検査員の資質強化

【協会内連携】

法定検査関係諸規定の整備・見直し、及び職員の継続的な教育訓練を実施し、前年度と同様引き続き検査体制の強化を図る。

- ① 検査員の技術力向上・維持を図る。
- ② 信頼される検査を実施する体制の構築と効率化を行う。
- ③ 検査基数の増加に対応すると共に検査員の年齢構成を踏まえた雇用を図る。
- ④ 検査効率、検査精度の向上を図る観点から、システム改修等の改善活動を行う。
- ⑤ 将来の検査業務の拡充や効率等を考慮し拠点の再編を検討する。

(4) 協会内部協力業務

① 未収金対策

【経理課－検査推進課】

平成 25 年度より未収金物件についても通常検査編成を行い、浄化槽における維持管理の必要性、併せて法第 11 条検査の役割について説明を行うとともに未収金回収に努めてきたところである。現状課題としては、未収金が残存する物件が受検拒否となった場合の取り扱い等についてさらに精査し、行政との連携強化を図る。

② 法定検査のあり方検討会

【技術開発課－全体】

指定検査機関単独での受検率向上は既に限界に達していることから、これまで部会活動として議論を行ってきた「法定検査のあり方検討会」を、主管課である県生活環境部廃棄物対策課を主として行うこととし「法定検査の位置付け・役割」を明確にするとともに、「受検率の向上を含めた維持管理の徹底策」を見出す。

③ 部会活動

【技術開発課－全体】

浄化槽の信頼性確保のため、浄化槽ユーザーの視点に立った「大分県版浄化槽の設計・施工マニュアル」の構築及び「保守点検業の登録に関する条例の行政処分要領」等条例の徹底に向けた協議を行い、法定検査のあり方検討会への議題の基軸となる検討を行う。

(5) 基本検査への対応

環境省から示された基本検査への対応として、行政との「大分県浄化槽管理台帳システム」を基軸に、協会システムの見直しについて将来の導入に向けた施策を講じる。

① 行政との浄化槽情報共有

【技術開発課－企画管理課－検査対策課】

平成 27 年度より、廃棄物対策課及び浄化槽事務権限を有する行政機関と、指定検査機関において、「大分県浄化槽管理台帳システム」が運用開始され、平成 28 年度に県への移管を契機に、浄化槽設置台帳ならびに法定検査台帳の強化・整備を行う。

② 県内における業界全体の情報一元化

【技術開発課－全体】

浄化槽の信頼性確保を目的に、各業界の精度管理にも踏み込み、最終的には施工、保守点検、清掃、法定検査の情報一元化に向け、部会等と協議を行い構築に向けた準備を行う。

③ 協会基幹システムの見直し

【技術開発課－全体】

協会システムと平成 27 年度運用開始した「大分県浄化槽管理台帳システム」との連動性を図るため、各業務の流れ及び帳票の精査等を行い、協会システムの精査を専門業者に委託し、現行システムの改造あるいは再構築の判断を上半期に行い、基幹システムの一部改修あるいは再構築の結論を出す。

【長期戦略】

法定検査の使命は、浄化槽管理者へより良い放流水質を担保するための助言、既存浄化槽の現状・実態を行政報告することによる不適正浄化槽の早期改善及び実態調査にあると心得、長期構想及び平成 25 年度からの取り組みを基軸とした、

平成 35 年度末に法第 11 条検査実施率 60.0%を目標とした戦略を以下に記す。

① 補助金施設における法第 11 条検査実施率 85.0%の達成

平成 25 年度より、3 か年計画で着手している補助金未受検物件ローラーの、最終決着を平成 28 年度と定め実施率 85.0%以上を目指す。

② 合併処理浄化槽における法第 11 条検査実施率 85.0%の達成

平成 29 年度より、補助金外の合併処理浄化槽を 3 か年計画で全件ローラーを実施し、平成 31 年度末における合併処理浄化槽の実施率 85.0%以上を目指す。

③ 法第 11 条検査実施率 60.0%の達成

平成 32 年度より、21 人槽以上の単独処理浄化槽を 4 か年計画で全件ローラーを実施し、平成 35 年度末法第 11 条検査実施率 60.0%を目指す。

④ 中・大規模浄化槽の受検率強化

現在 51 人槽以上の合併処理浄化槽の受検率は 65.2%である。中・大規模浄化槽から排出される処理水については、生態系に大きく影響するため、今後は、行政と連携して平成 28 年度までに 100%達成を目指す。

【水質検査部関連事業】

(1) 水質検査について

【収益事業】

市町村単位で管理されている農業・漁業集落排水処理施設における放流水の分析依頼は、これまでの保守点検等を含む包括契約方式から、水質検査単独の競争入札方式へ切り替える市町村が今後も増加する傾向にあり、水質検査料収入の減少が想定される。この状況を座視すれば、長期的には水質検査収入が減少するため、平成 28 年度以降の水質検査競争入札への対応について協議・検討を行う。

また、浄化槽における BOD 検査は重要な判定項目になるため、機器類の精度管理を行い、より精度の高い水質検査を行う。

(2) 平成 28 年度水質検査部 目標件数等について

① 分析処理目標件数

	平成27年度 目標件数
浄化槽	6,808件
その他	78件
処理場	48件
合計	6,934件



	平成28年度 目標件数
浄化槽	6,367件
その他	120件
処理場	36件
合計	6,529件

※分析依頼条件が異なるため、目標件数は、参考数値とする。

② 法定検査BOD件数(法定検査部事業計画に基づく)

	平成27年度 目標件数
法定検査関係 BOD検査	60,500件



	平成28年度 目標件数
法定検査関係 BOD検査	64,500件

(3) 精度管理について

信頼性確保のため、BOD 検査のクロスチェックの実施や他検査機関の稼働状況調査等を参考に、更なる精度管理に努める。また、測定方法のマニュアル管理やコンプライアンスの徹底等を行い、計量証明事業所として責任のある分析事業に努める。

(4) 競争入札対応について

県外資本の民間検査機関との競合が想定されるが、包括契約方式から入札方式に切り替えた施設において、戦略的に競争に参加できる施策の構築を図る。

(5) 外部依頼検査について

協会に依頼を受けていない施設については、分析依頼をできるように対応する。

平成28年度 事業計画について

【総務部関連事業】

【収益事業】

1. 小型合併処理浄化槽機能保証制度について

—継続事業—

本制度は、浄化槽の信頼性確保の為、機能異常が生じた場合にその原因者を明らかにし、修補等の措置を速やかに確保するとともに、原因者が特定できない場合など原因者による措置を講じることが著しく困難で有る場合に、(一社)全国浄化槽団体連合会に設けられた保証基金によりその修補に要する費用を支出する瑕疵担保制度である。

平成25年度より保証期間が10年間に延長されたにもかかわらず、十分に活用されていない。また、補助金申請の見直しと単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えが進まない状況にある。

しかしながら、浄化槽の信頼性確保の観点から、引き続き設置転換促進事業と併せて受理件数の増加に取り組む。

【公益事業】

2. 河川流域会議との連携並びに全県啓発について

—継続事業—

生活排水処理の遅れと浄化槽法定検査受検率の低迷を招いている原因は、生活排水に対する県民の意識が希薄であり、かつ浄化槽管理者が法的義務を知らない、あるいは知っていてもその重要性を十分理解していないことから、大分県が主要河川を対象に進める『豊かな水環境創出事業』を受けて発足した水環境に関わる団体などが連携して実施する環境保全活動との協体制度の構築に取り組む。

主要河川流域市町村における生活排水処理率の現状や設置された浄化槽に対する維持管理の重要性などを、各市町村と連携して地域の実情にあった回覧板周知、広報紙への掲載、地区説明会の開催、検査員による浄化槽管理者への面談など様々な方法で県民の生活排水に対する意識改革を行い、浄化槽管理者の責務に関する啓発活動を行う。

【公益事業】

3. 設置転換促進(単独から合併への転換促進)事業等について

—継続事業—

既設の単独処理浄化槽の廃止・転換は、全国的な課題であり本県においてもそれらが進捗しているとは言いがたい。その原因として、単独処理浄化槽ユーザーから見て転換するメリットより、設置費用や転換後の維持管理費用が高くなる等デメリットの方が大きいと認識されていることがあげられる。また、既設の単独処理浄化槽は適正な維持管理がなされていない施設が多く、法定検査の受検率が低いためその実態も把握されていないのが現状であり、法定検査受検者と未受検者との不平等感を持つ要因となっている。転換を促進するには、合併処理浄化槽への転換費用や維持管理費の個人負担を出来るだけ軽減させる必要があり、住民目線に立った行政サービスが実施されるためには、適正な生活排水処理の推進を県や各市町村へ働きかけることが重要である。

また、各市町村が行っている『小型合併処理浄化槽補助金制度』や県の『生活排水処理施設整備推進事業』等による個人負担の軽減策と併せて、平成26年度より新規事業として取組んでいる協会独自の『設置転換促進事業(単独から合併への転換に対する補助金)』を継続し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進させ、合併処理浄化槽の法定検査受検率の100%を目標とする。また、行政が主となり設置、維持管理のできる市町村設置型による浄化槽の整備を各市町村へ働きかけを行う。

【公益事業】

4. 要望活動について

—継続事業—

平成27年度実施した県や各市町村議会議長、首長に対する要望活動は、設置台帳の整備や補助金施設の未受検者対策等、行政の関与という点では一定の成果をあげることができた。今後は、浄化槽事務権限移譲市ならびに浄化槽の適正な維持管理についての指導等が不十分な市町村に的を絞った積極的な要望活動を実施する。

【公益事業】

5. 業界関係者への研修会・講習会の開催について

—継続事業—

平成26年度の行政処分要領により、浄化槽管理士(有資格者)が保守点検業務にあたることにより法的根拠に基づいた適正な管理が行われ浄化槽の信頼性の確保へつながる事が明示された。しかしながら最近では、各浄化槽メーカーから発売される新型の浄化槽が多様化し、これらに対応する技術研修会の開催を要望する声が部会会員から多く寄せられ、その必要性が増している。協会でも各部会会員並びに関係団体と協力し、各種研修会・講習会の開催、及び行政と連携した生活排水処理に係る研修会・講習会等を企画し実施する。

【公益事業】

6. 環境学習関連について

—継続事業—

次世代を担う小学生を対象に、水質汚濁の原因である生活排水の処理、及び浄化槽の維持管理の重要性について広く認識させることにより、浄化槽の認知度の向上と将来の水環境の保全を図る。

【具体的内容】

① 環境出前授業

各小学校に出向き、生活排水の処理について水環境の保全の観点より授業を行う。

今年度は、浄化槽を設置している小学校に限定し、大分県内で10校程度実施する。実際に浄化槽を使用している地区を対象とすることで、子どもたちが普段使用している様子と比較しながら授業を行えるため、理解度の向上が期待できる。

また、平成 23 年度からの授業経験を基に授業内容の充実を図り、浄化槽を通じて子どもたちに身近な水環境に対する深い興味・関心を持たせる。

平成 27 年度実績は、6 市 2 町 23 校 30 クラス 734 名の実施

【公益事業】

7. 浄化槽講習会について

— 継続事業 —

浄化槽の構造・処理のしくみ及び維持管理の必要性を広く県民に周知することで、浄化槽の信頼性向上を図り公共水域の保全を目的に、各講習会、説明会への講師派遣をするとともに、講師育成を行う。

【具体的内容】

① 浄化槽維持管理講習会

浄化槽新規設置者ならびに法定検査受検拒否者に対し、各保健所・保健部及び権限移譲市が行う講習会に講師派遣を行う。開催時期及び召集方法等について行政と協議を行い、効果的な講習会をめざす。

平成 26 年度実績は、2 市（大分市・津久見市）11 会場 平成 27 年 2、3 月実施

② 浄化槽地区説明会

法定検査部の集計に基づき、行政主導が必要な法定検査拒否地区等への対応として行う説明会へ講師派遣を行う。

【その他の事業】

【公益事業】

1. 職員の資質向上のための教育訓練の実施

— 連携業務 —

指定検査機関としての信頼性を確保するため、次に掲げる教育訓練を計画・実施し、職員の資質向上を図る。

- (1) 全国浄化槽技術研究会等の学会に職員を積極的に参加させ、最新の技術や情報を得ることにより業務改善に役立てる。
- (2) 外部研修や講師派遣サービス等を利用し、職員に業務上必要なスキルを習得させる。
- (3) 定期的に安全運転講習会や人権研修等を実施し、職員の社会的な意識の向上を図る。
- (4) 法定検査業務における精度を確保するため、定期的に内部研修会を実施し、職員の技術力を一定の水準に保つ。
- (5) その他、業務上必要な教育訓練を実施する。

【公益事業】

2. 浄化槽法定検査における精度管理について

— 連携業務 —

平成 27 年度においては、法定検査の信頼性を確保するために、信頼性確保部門の設置に向けて必要な規程集の作成や組織の体制作りを行ってきた。今年度は作成した規程を基に、法定検査の精度を管理する活動を実際に運用していく。運用に際して職員に対し規程の周知徹底を図り、各担当者の役割を明確にし、計画的に取り組みを行っていく。

【公益事業】

3. エコアクション 21 について

— 連携業務 —

平成 25 年度取得したエコアクション 21 については、環境方針に沿った行動をより明確にし、職員の意識が水環境に偏ることなく、環境全般を常に意識するよう行動し、社会的な責務と公共的な使命を常に果たすことに取り組む。

【公益事業】

4. 浄化槽設置台帳の整理及び基幹システムの構築について

— 継続事業 —

個別処理施設の浄化槽の基本情報の管理、並びに維持管理の徹底、的確な行政指導を行う為、行政と指定検査機関が共有できるシステムの構築が必要との観点から、行政と検査機関との役割を明確にするための浄化槽共有システムが平成 27 年度から 2 年間の試験運用が始まった。不具合点等は適宜修正を行い、本格的運用は平成 29 年度から実施する。併せて、導入から 17 年が経過した協会の基幹システムを見直し、より良い検査システムの構築を図る。

【公益事業】

5. 表彰者の推薦について

— 連携業務 —

協会理事長表彰をはじめとし、大分県知事表彰、全浄連会長表彰、環境大臣表彰等の推薦を推進する。

【公益事業】

6. 事業活動の広報活動について

— 継続事業 —

会報「環境おおいた」を年に 2 回発行し、賛助会員及び関係機関に有用な情報を提供するとともに、TV コマーシャルや新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。また、ホームページの内容を定期的に見直し、閲覧者の照会要求に応えられるよう努める。